

平成31年度（令和元年度）とっとり住まいる支援事業について

とっとり住まいる支援事業は、県内に本拠地を置く工務店による施工で木造住宅を建設される方又は県産材を使用して住宅を改修される方に対し助成を行う事業です。新築の場合は最大（上限）100万円、改修の場合は最大（上限）50万円を助成します。

1 支援の概要

【新築の場合】

■住宅の条件 次のすべてに該当する住宅が対象です。

- ・県内に本拠地を置く建設業者によって施工されること
- ・居室、風呂、トイレ、台所があり、独立した生活が可能な新築木造一戸建て住宅であること
- ・県産材を10立方メートル以上使用すること

■支援内容

《基本支援》

①県産材への助成

上記の要件を満たす住宅を新築する場合、県産材の使用量に応じて次の金額を助成します。

県産材使用量	10～14立方メートル	25万円
(1m3未満切捨)	15～19立方メートル	35万円
	20～24立方メートル	45万円
	25立方メートル以上	55万円

《基本支援の条件を満たす場合の追加助成》

②県産規格材使用への加算（最大10～15万円）

県産規格材使用量1立方メートルあたり1万円加算します。（上限額は、①県産材の使用量に応じて次のとおり）

県産材使用量	10～19立方メートル	最大10万円
(1m3未満切捨)	20～24立方メートル	最大13万円
	25立方メートル以上	最大15万円

③県産CLT材使用への加算（5万円）

県産CLT材を1立方メートル以上使用する場合、5万円加算します。

④子育て世帯等への加算（10万円）

申請者世帯が申請日時点で次のア、イどちらかに該当する場合、10万円を加算します。

- ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する世帯
- イ 婚姻後10年以内の世帯

⑤三世帯同居・近居への加算（10万円）

申請者世帯が、④子育て世帯等に該当し、かつ、次のア、イどちらかに該当する場合、10万円を加算します。

- ア 直系親族世帯と新たに同居する
- イ 直系親族世帯と新たに近居する（近居とは、同一小学校区内に居住することをいいます。）

⑥伝統技能活用への加算（20万円）

在来軸組工法による住宅で、次のうち2つ以上を活用する場合、20万円加算します。

ア 手刻み加工	使用する木材は、全自動加工機等を使用せずに手作業で加工すること。
イ 下見板張り	県産材を使用して、外壁を40㎡以上の下見板張りとする。
ウ 左官仕上げ	外壁をモルタル塗り（厚さ20mm以上）下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとしたものと内壁を土塗り壁等としたものを合わせて40㎡以上を施工すること。
エ 日本瓦葺き	主要な屋根部分に国産の和形瓦（JIS規格J型又は同等品）を使用すること。
オ 木製建具	県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積10㎡以上すること。

【改修の場合】

■住宅の条件 次のすべてに該当する住宅が対象です。

- ・構造材、下地材として県産材を0.3立方メートル以上、又は内外装仕上げ材として県産材を見付面積1平方メートル以上使用すること
- ・県内に本拠地を置く建設業者によって施工されること
- ・申請者が居住する戸建住宅又は共同住宅であること（賃貸住宅等は対象外）

■支援内容

《基本支援》

①県産材への助成（最大25万円）

上記の要件を満たす場合、県産材の使用量に応じて次の金額を助成します。

構造材・下地材	1立方メートルあたり2万円
内外装仕上げ材	見付面積1平方メートルあたり4千円。
	県産CLT材を使用する場合は、1平方メートルあたり6千円

《基本支援の条件を満たす場合の追加助成》

②子育て世帯等への加算（10万円）

申請者世帯が申請日時点で次のア、イどちらかに該当する場合、10万円を加算します。

- ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する世帯
- イ 婚姻後10年以内の世帯

③三世帯同居・近居への加算（10万円）

申請者世帯が、次のア、イ、ウのどれかに該当する場合、10万円を加算します。

- ア ②子育て世帯等に該当し、かつ、直系親族世帯と新たに同居する
- イ ②子育て世帯等に該当し、かつ、直系親族世帯と新たに近居する（近居とは、同一小学校区内に居住することをいいます。）
- ウ 居住する住宅を改修し、直系親族である子育て世帯等（申請者の子・孫世帯）と新たに同居すること

④伝統技能活用への加算（最大15万円）

次のうち2つ以上を活用する場合、使用面積に応じて加算します。

ア 建築大工技能	内装造作（床材、壁材、天井材等の室内見え掛かり部分）と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7㎡以上であること。
イ 左官仕上げ	外壁をモルタル塗り（厚さ20mm以上）下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとしたものと内壁を土塗り壁等としたものを合わせて、7㎡以上を施工すること。
ウ 木製建具	県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積3㎡以上使用すること。

※県産材とは？

鳥取県内で生育し伐採された原木を、鳥取県内で加工した製材品、または、県内で生育・伐採された原木を100%使用して製造された製品（CLT、LVL、合板等）をいいます。県産材は、木材の各流通過程における販売者の証明印が押された「販売管理票」を「鳥取県産材活用協議会」に提出し、証明を受ける「県産材産地証明制度」によって管理されています。

※県産規格材とは？

県内のJAS認定工場で日本農林規格（JAS規格）による格付けがされた県産材であって、含水率が20%以下のものをいいます。規格化によって一定の品質が保証され、かつ含水率が一定割合以下のため、安心して使用することができます。

認定工場は、鳥取県木材協同組合連合会のホームページで閲覧できます。

<http://www.tori-mokuren.com>

